(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画)

浜中町地球温暖化対策実行計画

令和2年度~令和12年度



北海道浜中町

目 次

第	1章	基本的事項	
	1	背景	
	2	目的	
	3	計画期間	
	4	対象範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	5	対象とする温室効果ガスと活動区分 \cdots 2	
第2	2章	温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
	1	算定方法 · · · · · · 3	
	2	温室効果ガス排出量の現状 ・・・・・・・・・・・・・ 3	
	3	削減目標 … 4	
第:	3章	具体的な取組	
	1	燃料別の温室効果ガス排出状況 ・・・・・・・・・・・ 5	
	2	取組事例 · · · · · 6	
☆	1章	英田仕制取が進歩出の八字	
弗 '	. —	管理体制及び進捗状況の公表	
	1	推進及び管理体制 ・・・・・・・・・・ 8	
	2	推進スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ľį	資料】	┃ 対象施設一覧	ξ

第1章 基本的事項

1 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)(以下「地球温暖化対策計画」という。)が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

浜中町においても、公共施設への地中熱の導入を進めること等を始めとして、地球温暖化 の防止に向けた取組を推進しています。

2 目的

浜中町地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、浜中町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

3 計画期間

地球温暖化対策計画での中期目標である 2030 年度(令和 12 年度)を評価できるよう、令和 2 年度から令和 12 年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の令和 7 年度に、計画の見直しを行います。

4 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務及び事業や出先機関等を含めた全ての組織及び施設を 対象とします。(末ページに一覧を記載します。)

指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務及び事業についても、可能な限り 受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組を実践するように要請します。

5 対象とする温室効果ガスと活動区分

本実行計画における温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に記載されている下記の物質のことをいいます。また、地球温暖化対策の推進に関する施行令(以下「施行令」という。)第3条第1項では温室効果ガスが排出される活動の区分が設定されており、本町の温室効果ガス排出を伴う事務及び事業のうち対象となる活動区分を表-1に示します。

表-1 対象となる温室効果ガスとその活動区分

対象温室効果ガス	活動区分
二酸化炭素(CO ₂)	燃料の使用
	他人から供給された電気の使用
メタン (CH ₄)	自動車の走行
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	自動車エアコンディショナーの使用
パーフルオロカーボン (PFC)	※該当する活動は無し
六ふっ化硫黄(SF ₆)	※該当する活動は無し
三ふっ化窒素(NF3)	※該当する活動は無し

地球温暖化対策推進法で規定されている温室効果ガスのうち、算定対象とするのは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類とし、該当する活動が無いパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については排出量を算定しないこととします。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1 算定方法

算定は「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」(平成29年3月環境省)を参考にして行います。具体的な算定方法は、実行計画第1章3節「対象範囲」に示される施設のエネルギー消費量と公用車のエネルギー消費量を調査し、その数値について各排出係数を用い、各物質の排出量を算出してから、地球温暖化係数を用いて二酸化炭素排出量に換算する方法をとります。それを合算することで温室効果ガス総排出量を算出しました。

2 温室効果ガス排出量の現状

令和元年度の事務・事業に関わる温室効果ガス排出量を表-2、表-3に示します。

表-2 各物質排出量 (単位: kg-CO₂, 小数点第2位以下四捨五入)

区分 物質	燃料の使用に伴う 排出量	供給された電気の使用 に伴う排出量		
二酸化炭素(CO ₂)	1,879,558.3	3,270,196.7		

区分 物質	自動車の走行に伴う排出量			
メタン (CH ₄)	8.2			

区分 物質	自動車の走行に伴う排出量
一酸化二窒素(N ₂ O)	18.0

区分 物質	自動車エアコンディショナーの使用に伴う排出 量(エアコン使用車 78 台)
ハイドロフルオロカーボ ン(HFC-134a)	0.8

表-3 温室効果ガス総排出量(単位:t-CO₂, CO₂ 換算値については小数点第2以下四捨五入)

物質名	排出量	地球温暖化係数	CO ₂ 換算
二酸化炭素	5, 149. 8	1	5, 149. 8
メタン	0.008	25	0.2
一酸化二窒素	0.02	298	5. 4
ハイドロフルオロカーボン	0.0008	1, 430	1. 1

温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	5,156.5
------------------------------------	---------

3 温室効果ガス排出量の評価

全計画にて平成27年度を基準として令和元年度までに7.6%削減を目標とし、温室効果ガス排出量4,500tを目標としていました。町の事務事業に伴う令和元年度の排出量は5165.5tとなり、基準年度比では9.4%増加となりました。

排出量の増加は、電気使用量に対する排出係数が増加したためと考えられます。また、一部施設の移転に伴い地中熱の導入を行ったところ、燃料の使用に伴う排出量が減少した反面、供給された電気の使用に伴う排出量が増加したことが要因です。

4 削減目標

平成27年度を基準年として、令和12年度までに温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算値)を23.7%削減することを目指します。 この数値は、平成27年に政府が国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局に提出した約束草案(2030年度温室効果ガス排出削減目標)を参考に定めました。約束草案では、2030年度までに温室効果ガスを2013年度比26%削減することを定めています。

このことから、令和12年度までに令和元年度比30.2%削減することとし、計画見直しの令和6年度までに令和元年度比13.7%削減することを目標とします。

区分	令和元度排出量	削減目標	目標年度排出量	
令和 12 年度 温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	F 150 F	30.2 %	3,597.1	
令和 6 年度 温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	5,156.5	13.7 %	4,447.7	

第3章 具体的な取組

1 燃料別の温室効果ガス排出状況

具体的な取組を実施していく上で、効率的に温室効果ガスを削減していくために、基準年度の燃料の使用に伴う温室効果ガスの排出状況を把握する必要があります。令和元年度に使用した燃料とそれに伴う温室効果ガス排出量、その燃料別排出量割合を表-4に示します。

表-4 燃料別温室効果ガス排出量 (単位: t-CO2, 小数点第2位以下四捨五入)とその割合

燃料名	使用量	排出量 (t-CO ₂)
ガソリン(0)	31, 718. 5	73.6
灯油(0)	205, 581	511.8
2サイクルオイル(0)	15. 2	0.0 未満
軽油(0)	61, 153. 8	158. 1
A 重油(Q)	411, 534. 0	1115. 1
LP ガス (kg)	6, 971. 9	20.9
電力(kWh)	5, 441, 259	3270. 2

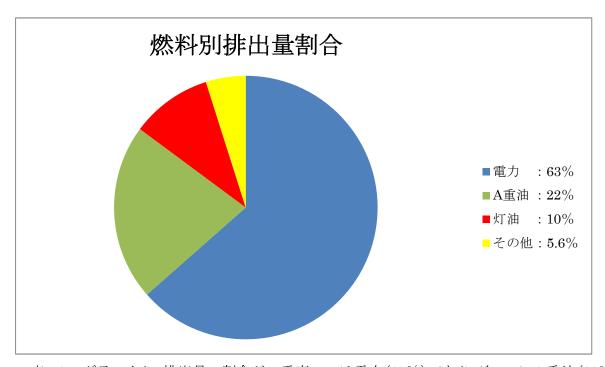


表-4のグラフより、排出量の割合が一番高いのは電力(63%)であり、次いで、A重油(22%)、 灯油(10%)、その他(5%)になっています。効率よく排出量を減らしていくために節電や 重油を使うボイラー等の暖房設備の使用時間の削減や適切な温度調節を行っていくことが重 要であると考えられます。

2 取組事例

照明

- ・ 廊下・執務室の照明を減灯し、窓側の照明は原則消灯する。
- ・ 昼休み時は端末の電源を切ることや時間外勤務時の不必要箇所の消灯を徹底する。
- トイレに利用者がいない場合の消灯を徹底する。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・ 職員は自動ドアの使用を控える。
- ・ その他省エネルギーに有効な対策を講じる。

空調

- ・ 空調機器の使用は業務時間とし、不要な運転は行わない。
- ・ ブラインド等を活用した温度管理を心がける。
- ・ 空調機器の清掃や保守・点検等を定期的に行う。
- 職員のクールビズやウォームビズを推奨する。
- その他省エネルギーに有効な対策を講じる。

公用車の使用

- ・ 公用車から離れる時は、長短を問わずエンジンを切る。
- ・ 環境省が推奨する「エコドライブ」を心がける。
- ・ 駐停車中は「アイドリングストップ」を実践する。
- ・ 車両を適正に整備・管理(タイヤの空気圧や積載量を適正に保つなど)し、排気ガスの削減に努める。
- カーエアコンの使用を控える。
- ・ 1 km以内の移動は、荷物運搬や悪天候などのやむを得ない場合を除き、徒歩により 業務を行う。
- 新規に導入する公用車はハイブリッドや電気自動車、または低燃費車にするように 努める。
- ・ 公用車の使用後はすぐに走行距離、使用燃料等を記録する。
- その他省エネルギーに有効な対策を講じる。

コンセント接続機器

- ・ OA機器 (パソコンやプリンター、コピー機等) を長時間使用しないときは主電源 を落とすか省エネモードにする。また、昼休み時はパソコンの電源を落とす。
- ・ 使用する頻度の低いコンセント機器はコンセントを抜いた状態で保管し、その都度 コンセントを繋げるようにする。
- その他省エネルギーに有効な対策を講じる。

ごみの削減

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控える。
- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・ 再生紙の使用に努める。
- ・ その他省エネルギーに有効な対策を講じる。

水道

- ・ 日常的に節水を心がける。
- ・ その他省エネルギーに有効な対策を講じる。

グリーン購入の推進

- ・ 購入する物品は可能な限り環境負荷の少ないものにする。(エコマーク、再生紙等)
- ・ 物品の購入する数は適正な数のみ購入するように努める。
- ・ 購入した物品は長期使用や適正使用、分別廃棄などを心がける。

施設におけるエネルギー使用

- ・設備・機器の点検を定期的に行う。
- ・ 施設の断熱化を進めるように努める。
- ・ 照明のLED化を推進する。
- ・ エネルギー効率の良い燃料への転換を図る。
- 新エネルギーの導入を検討する。
- その他省エネルギーに有効な対策を講じる。

第4章 管理体制及び進捗状況の公表

1 推進及び管理体制

「推進本部」、「環境管理委員会」、「事務局」を設け、計画の着実な推進とPDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

(1) 推進本部

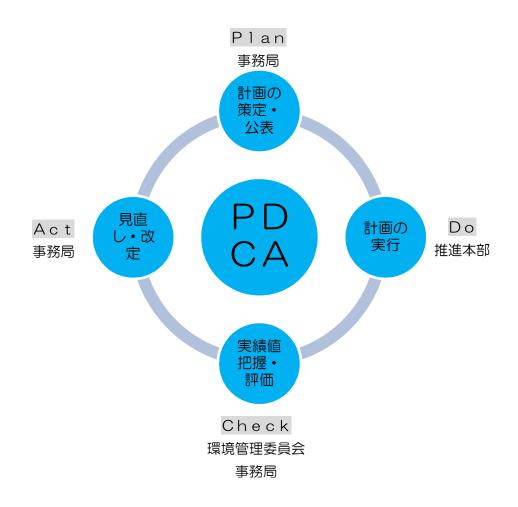
町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、役場全職員を構成員として組織し、温暖化防止に向けた諸活動を実行する。

(2) 環境管理委員会

管理職会議内に委員長を企画財政課長、構成員をその他課長とする「環境管理委員会」 を設置し、3ヶ月ごとに省資源・省エネ活動項目に関して実績値を取りまとめ、取組に ついて状況の評価を行い、必要に応じて見直し等の意見を事務局へ提出する。

(3) 事務局

事務局を企画財政課企画調整係に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。



2 推進スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境管理委員会		エネルギー使用量調査実施	環境管理委員会			環境管理委員会			環境管理委員会		実施状況及び調査結果の公表

環境管理委員会は4月、7月、10月、1月を開催月とします。6月に行われるエネルギー使用量調査は事務局が取りまとめ、そのデータを基に浜中町の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガス総排出量を算定します。

法第20条の3第10項に基づき、毎年1回、実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む)を公表することが義務付けられていることから、事務局は毎年3月に町広報誌やホームページにおいてこれらを公表します。また、計画の改訂等が実施された際は、法20条の3第8項、第9項に基づき、遅滞なく実行計画を公表します。

【資料】対象施設一覧

課名	係名	対象となる所管施設
総務課	総務係	役場本庁舎
	契約管財係	榊町会館
		茶内第一センター
		西円朱別会館
		西円朱別農民研修センター
		湯沸母と子の家
		仲の浜福祉会館
		琵琶瀬住民センター
		暮帰別福祉会館
		茶内第三母と子の家
		水取場地区会館
		熊牛地区コミュニティセンター
		渡散布住民センター
		厚陽地区会館
		新川会館
		共和会館
		藻散布会館
		霧多布中央地区コミュニティセンター
		奔幌戸ふれあい館
		一新会会館
		丸山散布地区コミュニティセンター
		貰人会館
		恵茶人集会所
		浜中東南集会所
		茶内コミュニティセンター
		浜中農村環境改善センター
		姉別農村環境改善センター
		漁村センター
防災対策室	防災係	防災無線用屋外拡声器
		避難場所等用燃料
—————————— 商工観光課		湯沸駐車場トイレ
		湯沸キャンプ場
		アゼチ岬駐車場トイレ
		農村公園トイレ
		琵琶瀬展望台トイレ
		湿原センター下トイレ
		JR 浜中駅

	商工労働係	勤労青少年ホーム
	ふれあい交流・保養センター係	ふれあい交流・保養センター
	中山間活性化施設係	MO-TTO かぜて
町民課	生活環境係	公衆トイレ
		斎場
		最終処分場
		リサイクルセンター
		衛星センター
福祉保健課	福祉係	老人福祉・母子健康センター
浜中町立保育所		霧多布保育所
		茶内保育所
		 散布保育所
		 浜中保育所
		姉別保育所
 浜中診療所		浜中診療所
		 医師住宅
水産課	漁政係	局舎(津波防災ステーション)
		 新川水門
		 琵琶瀬水門
		 奔幌戸水門
		 羨古丹水門
		陸閘 1
		陸閘 2
		陸閘 3
		陸閘 4
		陸閘 5
		琵琶瀬漁港トイレ
		 火散布漁港トイレ
		藻散布漁港トイレ
	港湾係	霧多布港
建設課		霧多布クリーンセンター
		茶内クリーンセンター
		散布クリーンセンター
		西円朱別浄水場
		水道庁舎
		西円朱別新浄水場
浜中支所	住民係	浜中支所
茶内支所	住民係	茶内支所
教育委員会管理課	総務係	霧多布小学校

	T	
		散布小中学校
		浜中小学校
		茶内小学校
		霧多布中学校
		浜中中学校
		茶内中学校
教育委員会	スポーツ係	総合体育館
生涯学習課		町民温水プール
		総合グラウンド
		町民スケートリンク
		農業トレーニングセンター
		農村運動広場
		すくらむ21
		町民パークゴルフ場
		西円朱別地域体育館
		霧多布スポーツ広場
		茶内スケートリンク
総合文化センター	総合文化センター係	総合文化センター
浜中町学校給食センター	業務係	給食センター
霧多布高校	管理係	霧多布高等学校

浜中町地球温暖化防止実行計画

平成 17 年 11 月策定 平成 20 年 9 月改定 平成 29 年 3 月改定 令和 2 年 4 月策定

発行 浜中町役場

編集 企画財政課環企画調整係

 $\mp 088 - 1592$

北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1

電 話 0153-62-2239

Email kikaku@town.hamanaka.lg.jp